

第 2 2 期 第 2 6 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年8月10日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名		
委 員	会 長	松 本 光 明		
	会長代理	二本柳 勝		
	委 員	東 田 義 廣		
	〃	田 高 利 美		
	〃	木 村 慶 造		
	〃	竹 林 雅 史		
	〃	荒 谷 正 壽		
	〃	南 谷 雅 人		
	〃	尾 崎 幸 弘		
	〃	宮 野 昭 一		
	〃	中 居 裕		
	〃	堤 静 子		
	欠席委員	富 田 由 廣		
〃	松 下 誠 四 郎			
〃	坂 岡 正 彦			
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人		
	主任専門員	八 島 美 奈 子		
県 側	水産振興課	副参事	三 橋 潤 一 郎	
		総括主幹	清 藤 真 樹	
		総括主幹	田 中 淳 也	
		主 幹	山 形 呈 太	
		技 師	澤 田 篤	
		技 師	工 藤 智 哉	
		三八地方水産事務所	水産普及課長	榊 昌 文
		下北地方水産事務所	副所長	泉 田 哲 志

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：漁業権一斉切替えに伴う免許について（諮問）

議案第3号：青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）

議案第4号：東部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について

議案第5号：東部海区管内におけるトドの採捕の指示について

議案第6号：令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック要望事項について

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

第3号議案：原案どおり答申することに決定された。

第4号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第5号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第6号議案：承認することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第26回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第26回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案6件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、東田委員と田高委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回諮問があったもので詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県からの補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から説明させていただきます。

資料を1枚おめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業種類、それから漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数等についての説明をしたいと思います。

2ページ目、しらうお機船船びき網漁業でございます。

上段は、東共第12号共同漁業権ということで、百石町漁協で33隻、下段は、東共第14号ということで、三沢市漁協で40隻となっております。

続いて、3ページ目を御覧ください。

さめ固定式刺し網漁業でございます。

上段の方が、佐井村漁協の地区となっております。5隻です。それから、下段は、奥戸漁協の地区で9隻となっております。4ページに続いておりまして、4ページ、大間漁協の地区で17隻となっております。

続いて5ページ目に移ります。

かれい固定式刺し網漁業でございます。

上段は、佐井村漁協の地区で7隻、下段は、奥戸漁協の地区で9隻と。それから、6ページ目に移りまして、大間漁協の地区で10隻となっております。

7ページ目に参ります。

底建網漁業でございます。

一番上の段が、関根浜漁協の地区で12人、次が大畑町漁協の地区で5人。下段から次のページにかけて、石持漁協の地区で2人となっております。

8ページ目にいきまして、野牛漁協の地区で1人、それから、その次が岩屋漁協の地区で1人となっております。

8ページ一番下の段が、たら底建網漁業で、佐井村漁協の地区で14人となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「漁業権一斉切替えに伴う免許について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号に関連し、同委員会では、これまで漁場計画の事前協議、漁場計画策定に係る諮問、これを受けての公聴会とその結果の取りまとめの協議会を経て、漁場計画についての答申を行ってきました。

一方、県では、当委員会、関係団体、関係機関との一連のやり取りを経て、漁場計画の内容と申請期間等を公示し、これに基づく免許申請を受けて、今回の諮問に至っております。

議案第2号の資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業権一斉切替えに伴う免許について(諮問)。

令和5年3月27日付けで公示した青森県東部海区漁場計画について、別添一覧表のとおり免許申請がありましたので、漁業法第70条の規定により諮問します。

以上となりますが、これは、諮問文にあるとおり、漁業法による規定に基づき諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、省略

させていただきます。

事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第2号につきまして、御説明させていただきます。

資料の一番最後、15ページを御覧ください。

参考資料として、これまでの経過等をまとめております。

1番、これまでの経過でございますが、先ほど事務局から説明のあったとおりでありまして、表の一番最後、東部海区漁場計画策定・公表、これが令和5年の3月27日に行われました。

併せて、免許申請期間として、同日、3月27日から令和5年6月26日までを免許の申請期間として設定したところでございます。

2番の方に、この期間内に来ました申請件数をまとめております。

共同漁業権につきましては、計画件数52件に対し、申請件数52件で、全て現有漁業権者からの申請でございます。

定置漁業権につきましては、計画件数10件につきまして、申請件数10件ということで、これも現有漁業権者からの申請でございます。

区画漁業権につきましては、計画件数32件に対し、申請件数が32件、現有漁業権者からの申請が30件と新規で2件の申請となっております。

3番の今後の予定として、本日、免許申請に係る諮問ということで、皆様に諮問させていただきます、その後、その諮問結果を踏まえ、内部決裁手続きを経て、令和5年の9月1日に免許する予定で手続きを進めているところでございます。

漁業法におきましては、申請者が漁業法第27条に定める適格性を欠く者ではない限り、申請期間内に申請があったものについては、免許しなければならないと定められております。

また、今回の申請にあたっては、一つの漁業権に対して複数の申請がある、いわゆる競願というものもございませんでした。

それでは、申請内容について、簡単に説明させていただきます。

資料、戻りまして2ページ目を御覧ください。

まず、共同漁業権の申請について説明いたします。

一覧表についてですが、表の左から、漁場計画において公示した番号、漁業種類の別、申請者名、申請者住所、申請及び受付年月日、漁業法第72条第2項に規定する適格性の有無、それから、水協法第50条に規定する特別決議の有無ということで、申請にあたって適正な組合の決議が行われたかどうかをまとめております。

東共第1号を例にして御説明いたします。

第1号は、第1種共同漁業権で、階上漁業協同組合から令和5年6月19日付けの申請を申請期間内である6月23日に受け付けております。

漁業法第72条第2項に定める適格性の有無は、漁業権の関係地区内に組合の地区が含まれているかどうか。組合員のうち、漁業権の関係地区内に住所を有し、1年に90日以上、沿岸漁業を営む者の属する世帯が関係地区内に住所を有し、1年に90日以上、沿岸漁業を営む者の属する世帯の3分の2以上であるかどうか、ということの2点がございまして、二つとも要件を満たしておりますので、丸を付しております。

その次は、水協法に基づく決議の有無ですが、階上漁協では、総会を令和5年6月9日に行いまして、正組合員の過半数の出席、それから出席した正組合員の3分の2以上の賛成をもって漁業権の取得を決議しておりますので、適法な決議を行っているというものでございます。

続いて、3ページ目を御覧ください。

3ページ目は、東共第15号ですが、これは、六ヶ所村海水漁協と六ヶ所村漁業協同組合の共同申請ということで、漁業権は二つの組合で共有するということになっております。

その下の第16号も同じく共同申請となっております。

また、3ページの下2段につきましては、白糖漁業協同組合と小田野沢漁業協同組合の共同申請で21号と22号に申請があるとなっております。

続いて、4ページでございます。

東共第23号、第24号は、尻労漁業協同組合と猿ヶ森漁業協同組合の共同申請となっております。

それから、飛びまして6ページ目でございます。

東共第50号は、八戸みなと漁業協同組合、八戸鮫浦漁業協同組合、市川漁業協同組合、百石町漁業協同組合、三沢市漁業協同組合の共同申請。

それから、7ページ、東共第51号は、八戸みなと漁業協同組合、階上漁業協同組合、八戸市南浜漁業協同組合、八戸鮫浦漁業協同組合、市川漁業協同組合、百石町漁業協同組合、三沢市漁業協同組合の共同申請となっております。

なお、説明を飛ばしてしまいましたでしたが5ページ目に戻っていただいて、東共第37号の総会開催年月日のところに、令和5年5月30日の下に「下風呂」と書いており

ますが、これは、風間浦漁協の下風呂部会で決議したということを示しているもので、以下同じような記載となっております。

次に定置漁業権について御説明させていただきます。

資料の方、9ページを御覧ください。

資料左から、公示番号、漁業種類、申請者の住所・氏名、申請及び受付年月日、申請者の職歴、今回の申請にあたっての事業計画という形でまとめております。

資料の方には記載しておりませんが、今回の申請につきましては、漁業法72条に規定する適格性の要件を全て満たしていることを確認しております。

内容については、説明を省略させていただきます。

次、資料、飛びまして12ページを御覧ください。

区画漁業権の申請をまとめております。

資料、左から公示番号、漁業種類、申請者名、申請者住所、申請及び受付年月日、漁業法に規定する適格性の有無、水協法に規定する決議の適法性の有無ということでまとめております。

これは、先ほどの共同漁業権と同じような作りになっておりますので、説明の方は省略させていただきます。

以上のおり、青森県東部海区漁場計画に定める漁業権につきましては、全て申請期間内に適格性を有する者から免許申請がありましたので、県としましては、申請どおり免許することとしたいと考えているところでございます。

説明の方は以上でございます。

御審議の方、よろしく願いいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

中居委員。

中居委員

単純な質問なんですけども。これを見ていると、出席正組合員数と決議の賛成者を比べると、どこも1人か2人、減っているんですよ。1人減っている、賛成者がいないと、これ、何か状況、あるんですか。

会 長

三橋副参事

水産振興課 三橋副参事

水協法及び漁協の定款では、出席した正組合員のうち1人が議長になります。

議長は、議決権を有しませんので、全員賛成であっても、必ず出席正組合員のうち1人議決に欠けるという形になっておりまして、それでまとめております。

中居委員

ありがとうございました。

会 長

いいですか。

中居委員

もう一つ。

会 長

中居委員。

中居委員

白糠だけが5人、減っているんですが、何か事情があるんですか。

水産振興課 三橋副参事

それは、ちょっと、こちらの方でも把握はしておりませんが、賛成しなかった人がいるということでございます。

会 長

他にありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

他に御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第2号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文の主要部分のみ読み上げます。諮問書。

漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは、諮問文にあるとおり、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

次に県から説明をお願いします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、清藤総括主幹。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、補足説明させていただきます。

議案第3号資料の2ページ、3ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第8の記載変更について説明します。

旧漁業法では、自主的な資源管理の取組は、県の資源管理指針に基づき漁業協同組合等が資源管理計画を作成してきましたが、法律が改正されたことにより、資源管理に関する基本的な事項を県は資源管理方針に定めることとなり、漁協の資源管理計画

は、資源管理協定に移行することになりました。

協定への移行にあたり、資源管理協定の対象となる水産資源のうち、資源評価が行われていない水産資源については、県の資源管理方針に資源管理の方向性を定めることとなっているため、今般、県の方針に（別紙3 - 1）から（別紙3 - 28）までの魚種についての記載を追加するものです。

次に8ページ及び9ページを御覧ください。

（別紙1 - 1）くろまぐろの小型魚及び（別紙1 - 2）くろまぐろの大型魚の第3漁獲可能量の知事管理区分への基準についてですが、従来は、知事管理漁獲可能量の全量を青森県くろまぐろ漁業に配分するとしていましたが、くろまぐろ協定管理委員会の参加の有無やその他への配分に関する記載がなかったため、このたび明記するものとしたものです。

なお、現状、くろまぐろ協定管理委員会以外にくろまぐろの漁獲配分を行う予定はございません。

続いて、15ページを御覧ください。

県の方針、別紙2については、特定水産資源、いわゆるTAC魚種以外の水産資源のうち、資源評価が行われているものとして、国の基本方針の別紙3に設定されている魚種を記載することとなっていますが、現時点で、本県に該当する魚種の設定がされていないため、該当なしとして新たに加えました。

次に16ページを御覧ください。

これ以降は、先ほど説明したとおり、（別紙3 - 1）まだら本州日本海北部系群から、（別紙3 - 28）やまとしじみ青森県湖沼河川域までを追加したものになります。

以上が県方針の変更についての補足説明になります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第3号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第4号「東部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第4号資料1を御覧願います。

これは、県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

沿岸域におけるさけ漁業の制限に係る委員会指示の発動について(依頼)。

サケ資源の繁殖増大を図るため、漁業法第120条第1項の規定に基づく、別紙内容のサケの採捕制限等の委員会指示の発動をお願いします。

以上となりますが、次に資料の2を御覧願います。

依頼を基に作成した公示する委員会指示案です。前段のみ読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第8号。

漁業法第120条第1項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和5年8月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

以下の内容は、県の依頼文に添付されたものと同じで、昨年とは年次が違うだけで、あとは同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

県から補足等がありましたらお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

議案第4号につきましては、県からの補足説明はございません。
御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動したいと思いますが、御異議ございませんか。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、議案第4号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

次に議案第5号「東部海区管内におけるトドの採捕の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

この案件は、東部海区管内の沿岸に来遊するトドの漁業被害を軽減するために行う採捕の承認に関するもので、佐井村漁協に対しましては、平成19年度から、また、大畑町漁協に対しましては、平成22年度から委員会指示により承認がされております。

それでは、議案第5号の資料の1を御覧願います。

県農林水産部長からの依頼文です。

本文の3行目以降、読み上げます。

このたび、水産庁から、令和5年7月26日付け水推第719号「令和5年度(トド年度)のトド採捕可能頭数について」にて、令和5年9月1日から令和6年8月31日までのトド採捕可能頭数の上限を北海道対象海区及び青森県対象海区において576頭と示されました。

つきましては、本県における令和5年度(トド年度)のトド採捕数の上限を8頭とし、別紙(案)により漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動をお願いいたします。

以上となりますが、次に資料の2を御覧ください。

県漁連ほかからの要請文で、いずれも例年と同じ内容となっております。

次に資料3を御覧願います。

これを受けての委員会指示案となります。

読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第9号。

青森県東部海区管内におけるトドの採捕(生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。)について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

以下の内容につきましては、県の依頼に添付されたものと同じ内容であり、年次を改めた他は前回の指示と同様となっております。

次に資料4を御覧願います。

令和5年度の承認事務取扱要領案です。

こちら、年次を改めた以外は昨年と同様の内容となっており、2ページ目に記載をされております、6の採捕数の制限は、県依頼文のとおり、昨年同様の頭数8としております。

次に資料5についてですが、この後、県側から説明がありますので省略させていただきます。

事務局からの説明は以上ですが、委員会指示の県報掲載にあたり、若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足等がありましたらお願いします。

水産振興課 工藤技師

はい、会長。

会 長

はい、工藤技師。

水産振興課 工藤技師

県の方から補足説明をさせていただきます。

資料5の青森県におけるトド・オットセイ確認状況及び被害状況についてを御覧ください。

まず、1、トド・オットセイによる漁具被害の確認状況につきまして、令和4年11月から令和5年5月までの令和4年トドシーズンでは、漁業被害は確認されませんでした。

次に2のトド・オットセイによる漁業被害額の状況につきまして、こちらも被害がなかったため、被害金額もございませんでした。

次に3、目視調査についてですが、これは、漁業者が操業時に行っている監視とは別にトドまたはオットセイを見つけるための調査になりますが、これは、出現は確認されませんでした。

次に4、トド採捕実績について、令和4年トドシーズンは、採捕がありませんでした。

なお、直近では、平成25年シーズンに1頭の採捕実績があります。

次に5、漁業被害発生及び目撃地点について、先ほど申し上げましたとおり、トドによる漁業被害はありませんでしたが、令和5年1月に東通村の尻労の定置に計33頭のオットセイが入網したとの報告がありました。

また、令和4年10月に行った東通村の現場聞き取り調査においては、オットセイについては、日常的に見られているとの報告があったことから、オットセイについては、比較的広範囲にいるとみられております。

続いて、6、過去の状況についてですが、令和4年シーズンまでの目撃及び被害状況につきまして、トドまたはオットセイは、22地区で目撃され、うち11地区で漁業被害の情報がありました。

県からの補足説明は以上となります。

御審議の方、よろしく申し上げます。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第5号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

次に議案第6号「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック要望事項について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第6号の資料を御覧ください。1ページ目を御覧ください。

提案といたしましては、2件となっておりますが、まず1ページ目、1件目の「沿岸漁業と沖合漁業の調整について」は、昨年と同様となっております、継続要望としております。

2ページ目を御覧ください。

2件目として、「太平洋クロマグロの資源管理について」、これにつきましても、継続の要望となりますが、これまで22期、当委員会の中で度重ねて議論、情報交換いたしました、うきはえ縄の操業実態と秩序維持という観点と、遊漁の採捕については、既に全国の要望事項として採用されておりますが、継続の要望とさせていただきます。

説明は以上ですが、本日、御審議いただいた結果につきましては、東日本ブロック会議で審議されることとなっております。

以上となります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

事務局からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御意見もないようですから、事務局案どおりにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案6号については、そのように決定し、東日本ブロック会議に提出することといたします。

それでは、本日予定していた議事を全て終了し、これをもちまして第22期第26回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後2時9分